

# 第二次川越市特別支援教育推進に関する計画

令和8年度～令和12年度

令和8年4月  
川越市教育委員会

# 目次

I 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 特別支援教育に関する動向	3
3 川越市特別支援教育推進に関する計画の成果と課題	5
4 第二次川越市特別支援教育推進に関する計画の方向性	14
(1) 特別支援教育の理念と基本方針	14
(2) 計画の位置付け	15
5 第二次特別支援教育推進に関する計画体系図	16
II 各論	17
1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援	17
(1) 学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置	17
(2) センターの機能の一層の活用	17
(3) 保護者への特別支援教育の啓発	17
(4) 安心・安全な医療的ケア児の受け入れ	17
(5) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導や支援	18
2 連続した学びの場の充実	19
(1) 教育支援計画の作成・作成	19
(2) 通級指導教室の新設や巡回指導の拡充による自校通級の拡大	19
(3) 通級指導教室と在籍校の連携の強化	19
(4) 交流及び共同学習の推進	19
(5) 支援籍学習の推進	19
3 教職員の特別支援教育に係る資質向上	20
(1) 川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)の実施	20
(2) 通常の学級担任のための特別支援教育に関する研修の実施	20
(3) 特別支援学級担任のための研修の充実	20
(4) 通級指導教室担当のための研修の充実	20
(5) 特別支援教育コーディネーターのための研修の充実	20
4 関係機関との連携強化	21
(1) 療育機関等との連携	21
(2) 福祉関係機関等との連携	21
(3) 就学支援員会との連携による就学相談の充実	21
(4) 支援につながる相談窓口の周知	21
(5) 外部人材の積極的な活用	21

# I 総論

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、「第四次川越市教育振興基本計画」に基づき、本市の特別支援教育を総合的に推進するための計画です。特別支援教育の目標や施策を定めた上で、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に過ごすための条件整備をはじめ、発達障害を含む障害のある児童生徒だけでなく、全ての児童生徒がその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、必要な指導・支援を行うための基本的な考え方や主な取組を示すものです。

特別な支援を要する児童生徒は、年々増加傾向にあり、その教育的ニーズ<sup>1</sup>も多様化する中、特別支援教育に係る教職員の確保、専門性の向上、通級指導教室<sup>2</sup>の増設、医療的ケア<sup>3</sup>、ICT環境等の基礎的環境整備<sup>4</sup>の充実など様々な課題があります。

川越市特別支援教育推進に関する計画（令和3年度～令和7年度）においては、

- ①全市立小・中学校への特別支援学級<sup>5</sup>の設置。
- ②特別支援教育の理解・啓発のため、全教職員を対象に特別支援教育に関する研修を実施。

### <sup>1</sup>教育的ニーズ

子ども一人一人の障害の状態や特性等による、特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援。

### <sup>2</sup>通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒に対して、各教科の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人一人の障害に応じた特別の指導（自立活動等）を特別な教育の場で行う教育形態。担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

### <sup>3</sup>医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われる、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。

### <sup>4</sup>基礎的環境整備

インクルーシブ教育システムを実現するため、国・都道府県・市町村が法令や財政措置に基づき、障害のある子ども及びすべての子どもが利用しやすいように、物理的・情動的・制度的な環境を全体的・計画的に整備すること。

※インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

### <sup>5</sup>特別支援学級

①知的障害者②肢体不自由者③病弱及び身体虚弱者④弱視者⑤難聴者⑥言語障害者⑦自閉・情緒障害者に対して、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別な教育課程を作成し、小集団の中で適切な指導及び必要な支援を行う学級。

③特別支援教育支援員<sup>6</sup>や学級運営支援員<sup>7</sup>の計画的な配置。

④多様な学びの場を適切に選択するための、就学相談<sup>8</sup>の充実。

の4つに重点を置いて取り組みました。

成果としては、令和7年度までに全市立小・中学校に特別支援学級設置のための教室整備を完了し、令和8年度から全市立小・中学校に特別支援学級を開設することになりました。また、特別支援教育支援員や学級運営支援員を計画的に増員・配置し、支援が必要な児童生徒の教育的ニーズに応じてきました。課題としては、全職員を対象に特別支援教育に関する研修を進めてきましたが、児童生徒一人一人に応じた支援を行うため、さらなる人材の育成と確保が必要となります。また、適切な学びの場を選択し、必要な支援を受けられるようにするため、丁寧に就学相談を進めていくことが必要です。

本計画は、国や埼玉県を示す方向性と令和3年度から令和7年度における成果と課題を踏まえ、社会の変化や多様化するニーズに対応した、本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進していくための基本的な指針として策定するものです。

---

**<sup>6</sup>特別支援教育支援員**

障害がある児童生徒等への学習・生活支援を行うために配置する会計年度任用職員。

**<sup>7</sup>学級運営支援員**

通常の学級において、生徒指導上や発達障害等で個別の配慮を必要とする児童生徒に支援を行うために配置する会計年度任用職員。

**<sup>8</sup>就学相談**

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する相談。

## 2 特別支援教育に関する動向

### 平成18年 ・教育基本法の改正

- ☞「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と規定

### 平成19年 ・学校教育法の改正

- ☞「特殊教育」から「特別支援教育」へ名称の変更

### 平成23年 ・障害者基本法の改正

- ☞インクルーシブ教育システムの構築・社会的障壁の除去・合理的配慮の位置付け

### 平成24年 ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
- ☞通常の学級において6.5%の児童生徒が特別な教育的支援が必要なことが明らかになる。

### 平成25年 ・学校教育法施行令の改正

- ☞障害のある児童生徒及び保護者の意向を尊重した就学先の決定

### 平成28年 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行

- ☞合理的配慮の提供

### ・発達障害者支援法の改正

- ☞発達障害のある児童生徒と発達障害のない児童生徒が共に学ぶための配慮

### 平成30年 ・埼玉県特別支援教育環境整備計画の策定(県)

- 令和3年
- ・障害者差別解消法の改正
    - ☞合理的配慮の提供の義務化
  - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
    - ☞医療的ケア児が医療的ケアを必要としない幼児・児童・生徒と共に学ぶための配慮
  - ・川越市特別支援教育推進に関する計画の策定(市)

- 令和4年
- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
    - ☞通常の学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒の割合が8.8%になる。
  - ・埼玉県特別支援教育推進計画(令和4年度～令和6年度)の策定(県)

- 令和7年
- ・埼玉県特別支援教育推進計画(令和7年度～令和9年度)の策定(県)

- 令和8年
- ・第二次川越市特別支援教育推進に関する計画の策定(市)

### 3 川越市特別支援教育推進に関する計画の成果と課題

#### 【通常の学級】

令和7年5月1日現在、川越市の通常の学級には児童生徒数は、小学生16,490名、中学生8,610名が在籍しています。令和4年12月の文部科学省調査によると、通常の学級に在籍する学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は8.8%と報告され、川越市においても通常の学級に在籍している個別の支援を必要とする児童生徒は、国や県の調査と同様に増加傾向にあり、その対応については喫緊の課題となっています。

川越市特別支援教育推進に関する計画では、通常の学級における個別の支援を必要とする児童生徒への支援を充実させるため、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、個別の教育支援計画（教育支援プランA・B）<sup>9</sup>を作成し、切れ目ない支援を行えるようにしてきました。また、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実現のため、特別支援教育支援員や学級運営支援員を計画的に増員、配置してきました。さらに、市立小・中学校の通常の学級の担任が特別支援教育に関する知識や理解を深めることができるよう、研修体制を整えてきました。医療的ケアが必要な児童生徒については、児童生徒の実態を把握し、医療、学校、教育委員会で連携を密に取り、看護師の配置や業務委託による看護師派遣を行い、安全に学校生活を送ることができるよう環境の整備を行いました。

課題としては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合の増加とともに、その教育的ニーズも多様化していることから、通常の学級の担任や通常の学級に携わる教職員も特別支援教育の視点をもって教育活動や児童生徒への支援を行うことが必要です。

---

<sup>9</sup>個別の教育支援計画（教育支援プランA・B）

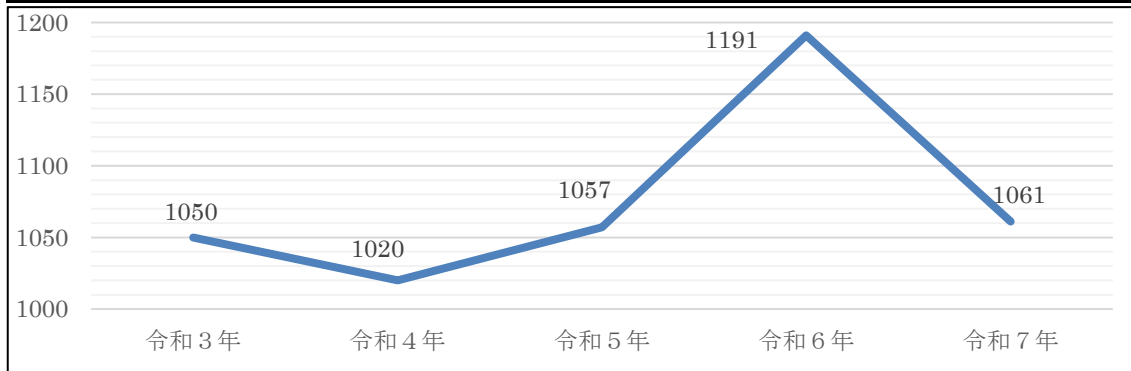
障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の観点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成される支援計画。

[表1]

市立小学校の通常の学級で配慮を要する児童数の推移

(人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	1,050	1,020	1,057	1,191	1,061



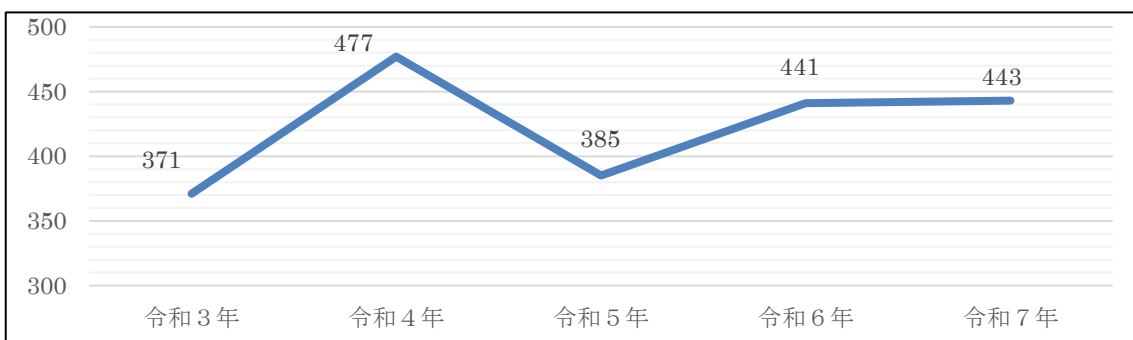
※各年度3学期末現在の児童数(令和7年度のみ1学期末現在)

[表2]

市立中学校の通常の学級で配慮を要する生徒数の推移

(人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	371	477	385	441	443



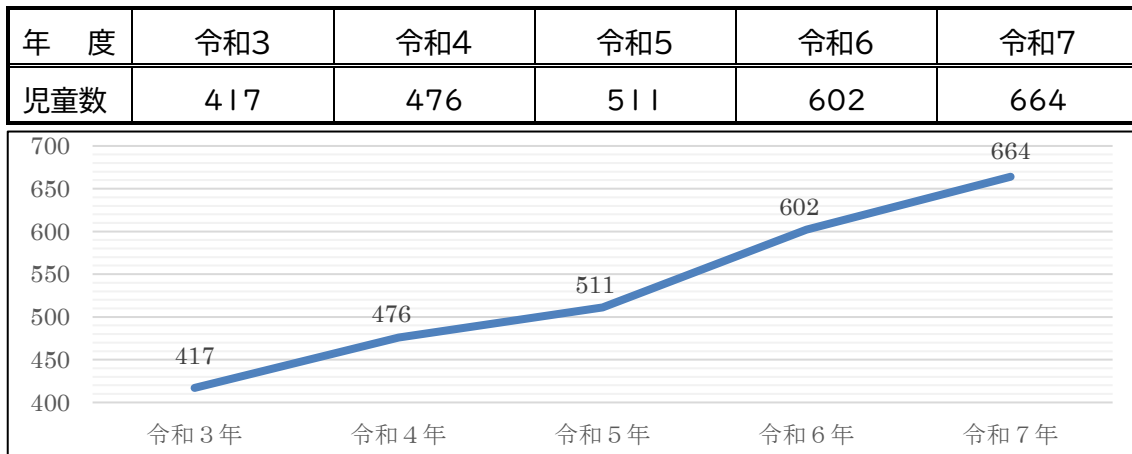
※各年度3学期末現在の生徒数(令和7年度のみ1学期末現在)

## 【特別支援学級】

令和7年5月1日現在の川越市における特別支援学級在籍児童生徒数は、小学生664名、中学生253名となっており、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に令和5年度から令和7年度にかけては著しく増加しています。その背景として、川越市では、毎年特別支援学級の新設・増設を行い、市立小・中学校における特別支援学級設置校数は、令和7年度には52校(54校中)となりました。ほぼ全ての市立小中学校に特別支援学級が設置されたことにより、個別の支援や配慮が必要な児童生徒が適切な学びの場を選択しやすくなりました。また、新設・増設に伴い、新たに特別支援学級の担任となる教員も増えたことで、特別支援学級担任のための研修を充実させ、担当する教職員の専門性の向上を図ってきました。さらに、令和5年度より川越市独自で開催している川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)<sup>10</sup>では、令和5年度は延べ650名、令和6年度は延べ712名、令和7年度は延べ708名が受講しました。

課題としては、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴い、より多様化した一人一人の教育的ニーズに応じるための人材の確保と教職員の指導力向上も継続して取り組むことが必要です。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の卒業後を見据えた支援を考えることも求められています。

[表3]市立小学校の特別支援学級に在籍する児童数の推移 (人)



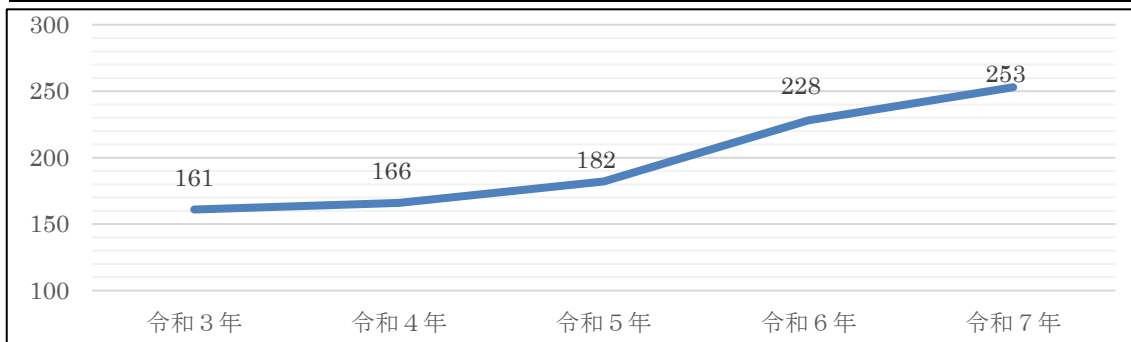
<sup>10</sup> 川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)

川越市立学校に勤務している本採用者及び臨時的任用者等を対象とし、特別支援学校教諭の2種免許状取得等のために必要な特別支援学校教諭免許状取得用単位の修得機会を提供する講習。

[表4]市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒数の推移

(人)

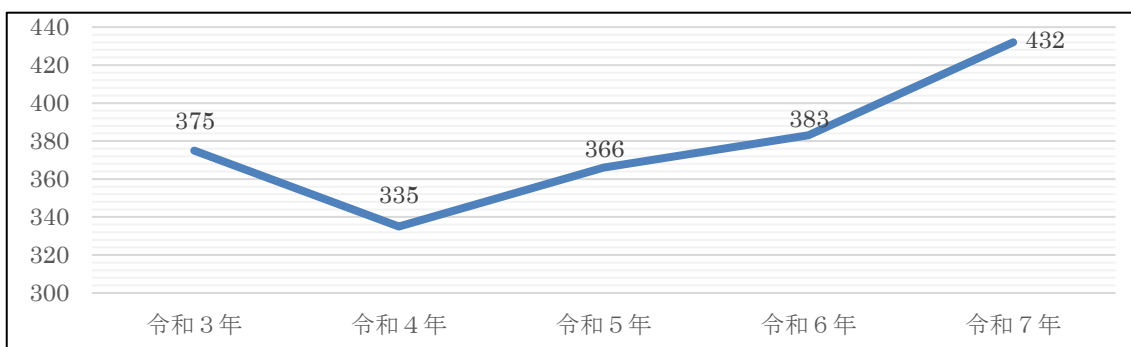
年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
生徒数	161	166	182	228	253



[表5]市で行った就学相談件数の推移

(件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	375	335	366	383	432



[表6]令和7年度市立小・中学校における特別支援学級の設置状況

小学校名	障害種		中学校名	障害種		
	知的障害	自閉症 ・情緒障害		知的障害	自閉症 ・情緒障害	弱視
川越第一小学校	○	○	川越第一中学校	○	○	
川越小学校	○	○	初雁中学校	○	○	
中央小学校	○	○	富士見中学校	○	○	
仙波小学校	○	○	野田中学校	R8 設置	○	
武蔵野小学校	○	○	城南中学校	○	○	
新宿小学校	○	○	芳野中学校	R8 設置		
大塚小学校	○	○	東中学校	○	○	
泉小学校	○	○	南古谷中学校	○	○	
月越小学校	○	○	高階中学校	○	○	
今成小学校	○	○	高階西中学校	○	○	
芳野小学校	○	○	寺尾中学校	○	○	
古谷小学校	○	○	砂中学校	R8 設置	○	
南古谷小学校	○	○	福原中学校	○	○	
牛子小学校	○	○	大東中学校	○	○	
高階小学校	○	○	大東西中学校		○	
高階南小学校	○	○	霞ヶ関中学校	○	○	
高階北小学校	○	○	霞ヶ関東中学校	○	○	
高階西小学校	○	○	霞ヶ関西中学校	○	○	
寺尾小学校	○	○	川越西中学校		R8 設置	○
福原小学校	○	○	名細中学校	○	○	
大東東小学校	○	○	鯨井中学校		R8 設置	
大東西小学校	○	○	山田中学校	○	○	
霞ヶ関小学校	○	○				
霞ヶ関南小学校	○	○				
霞ヶ関北小学校	○	○				
霞ヶ関東小学校	R8 設置	○				
霞ヶ関西小学校	○	○				
川越西小学校	○	○				
名細小学校	○	○				
上戸小学校	○	○				
広谷小学校	○	○				
山田小学校	○	○				

## 【通級指導教室】

川越市における通級指導教室の利用者は、令和7年5月1日現在、小学校では難聴・言語障害通級指導教室が153名、発達障害・情緒障害通級指導教室が126名、中学校では発達障害・情緒障害通級指導教室が45名となっています。通級指導教室に係る就学相談件数は増加しており、通級指導教室の必要性は年々高まっています。一人一人の教育的ニーズに応じるため、新たな通級指導教室の設置や巡回指導<sup>11</sup>の充実を図ってきました。令和7年度現在、川越市には、難聴・言語障害通級指導教室が小学校に2校、発達障害・情緒障害通級指導教室が小学校に5校、中学校に2校設置されており、巡回指導を小学校5校で行っています。また、通級指導では担当する教職員の指導力と専門性が求められるため、通級指導に係る研修を毎年実施してきました。

課題としては、通級指導教室について教職員の理解をより深めていくとともに、今後も想定される児童生徒数の増加に応じた通級指導教室新設の検討、巡回指導も含めた指導方法の工夫が必要です。また、通級指導教室担当と児童生徒が在籍する学校の学級担任との連携の在り方についても見直しが必要です。

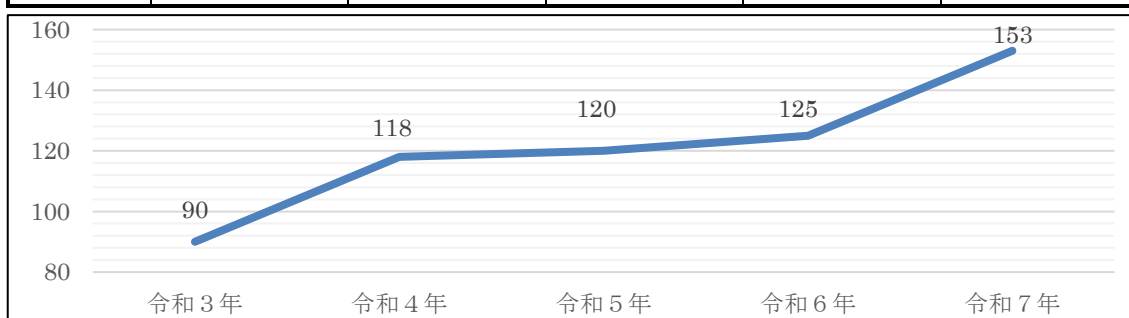
---

<sup>11</sup>巡回指導

通級による指導の担当教員が、当該児童生徒の在籍する公立小・中学校等を巡回して行う指導。

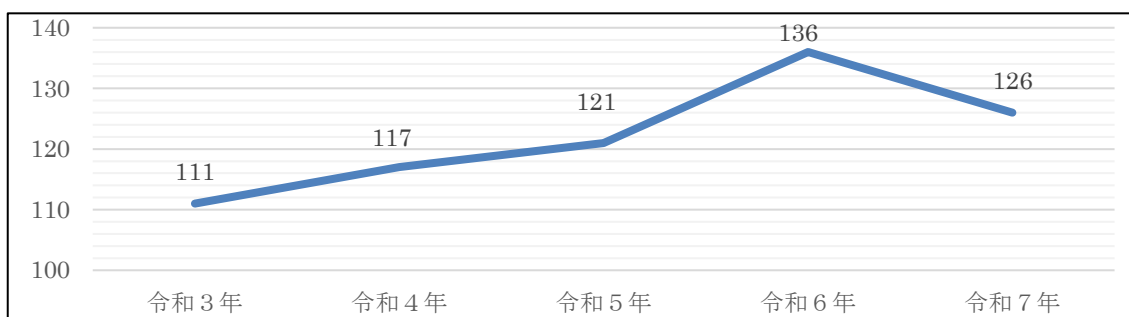
[表7]市立小学校における通級指導教室による指導を受ける児童数の推移  
(難聴言語) (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	90	118	120	125	153



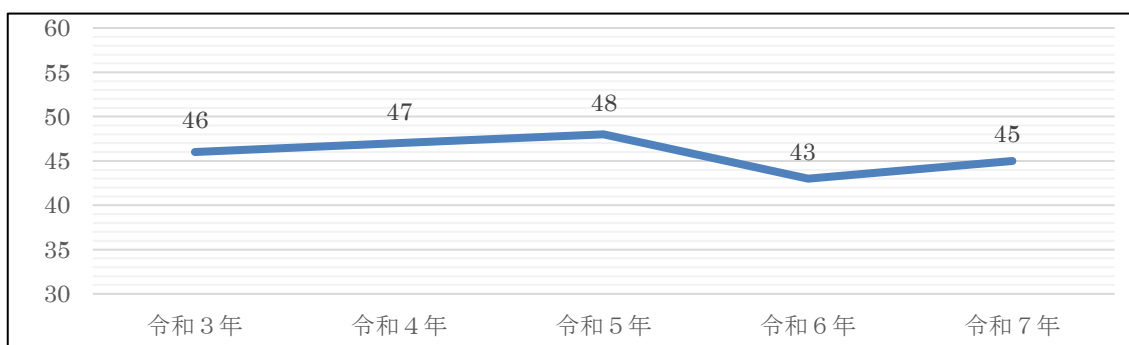
(発達障害・情緒障害通級指導教室) (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
児童数	111	117	121	136	126



[表8]市立中学校における通級指導教室による指導を受ける生徒数の推移  
(発達障害・情緒障害通級指導教室) (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
生徒数	46	47	48	43	45

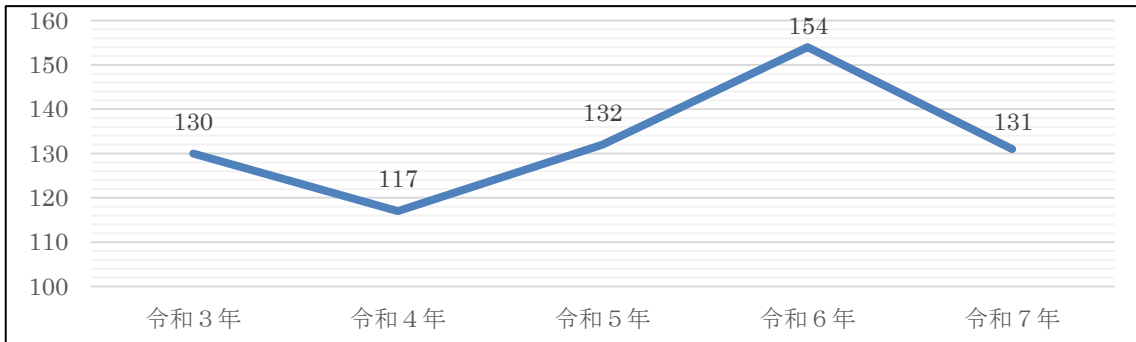


[表9]市で行った通級指導教室に係る就学相談件数の推移(小学校)

(難聴・言語障害通級指導教室)

(件)

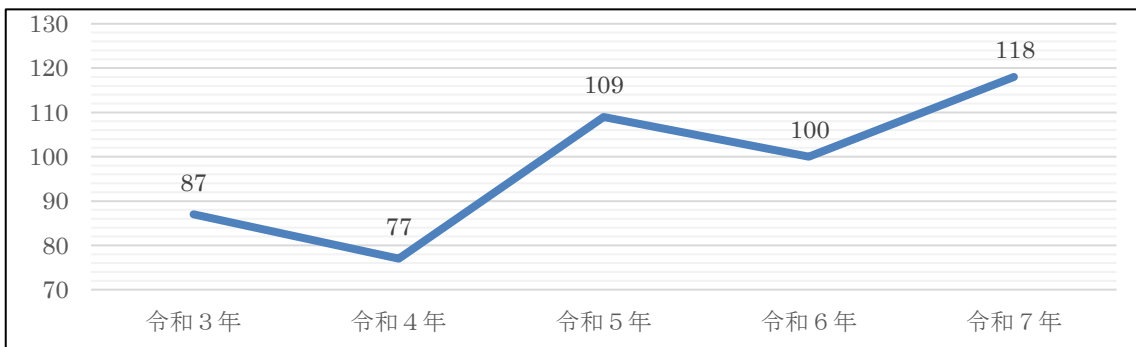
年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	130	117	132	154	131



(発達障害・情緒障害通級指導教室)

(件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	87	77	109	100	118

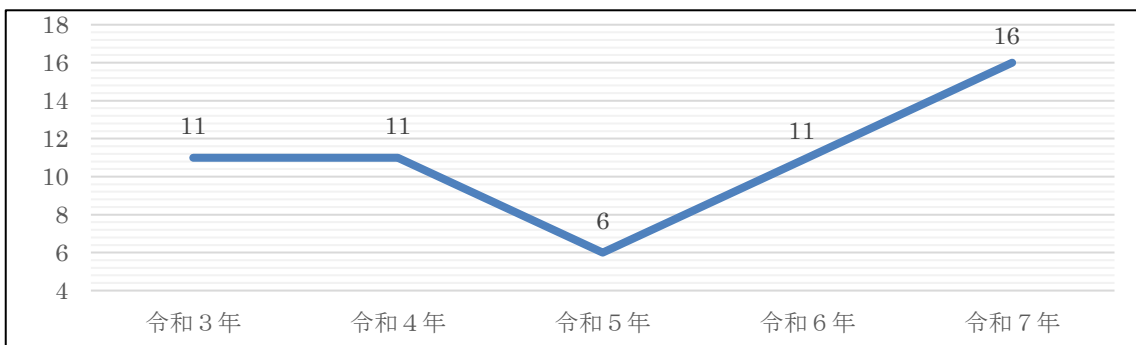


[表10]市で行った通級指導教室に係る就学相談件数の推移(中学校)

(発達障害・情緒障害通級指導教室)

(件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	11	11	6	11	16



[表11]令和7年度市立小・中学校における通級指導教室の設置状況

小学校名	障害種		中学校名	障害種	
	難聴・言語障害	発達障害 ・情緒障害		難聴・言語障害	発達障害 ・情緒障害
川越第一小学校			川越第一中学校		
川越小学校	○		初雁中学校		
中央小学校		○	富士見中学校		○
仙波小学校			野田中学校		
武蔵野小学校			城南中学校		
新宿小学校		R8 巡回	芳野中学校		
大塚小学校			東中学校		
泉小学校			南古谷中学校		
月越小学校		※ R8 設置	高階中学校		○
今成小学校		※	高階西中学校		
芳野小学校		※	寺尾中学校		
古谷小学校			砂中学校		
南古谷小学校			福原中学校		
牛子小学校	R8 設置		大東中学校		
高階小学校		○	大東西中学校		
高階南小学校			霞ヶ関中学校		
高階北小学校		※ R8 設置	霞ヶ関東中学校		
高階西小学校			霞ヶ関西中学校		
寺尾小学校			川越西中学校		
福原小学校			名細中学校		
大東東小学校			鯨井中学校		
大東西小学校			山田中学校		
霞ヶ関小学校	○	○			
霞ヶ関南小学校					
霞ヶ関北小学校					
霞ヶ関東小学校		※			
霞ヶ関西小学校					
川越西小学校					
名細小学校		○			
上戸小学校					
広谷小学校					
山田小学校		○			

○…設置校 ※…巡回指導

## 4 第二次川越市特別支援教育推進に関する計画の方向性

### (1) 特別支援教育の理念と基本方針

川越市特別支援教育推進に関する計画に基づき、全ての市立小・中学校に特別支援学級が設置されたことで、全ての児童生徒にとって、学びの場の一つとして選択しやすい環境が整ってきました。特別支援教育は、特別な児童生徒のための特別な支援ではなく、全ての児童生徒のための支援であり、全ての学びの場において大切なものとなっています。

そこで、川越市特別支援教育推進に関する計画（令和3年度～令和7年度）の評価と本市の特別支援教育の取組の経過を鑑み、第二次川越市特別支援教育推進に関する計画（令和8年度～令和12年度）の理念と推進の基本方針を次のように定め、本市の特別支援教育をさらに充実させていきます。

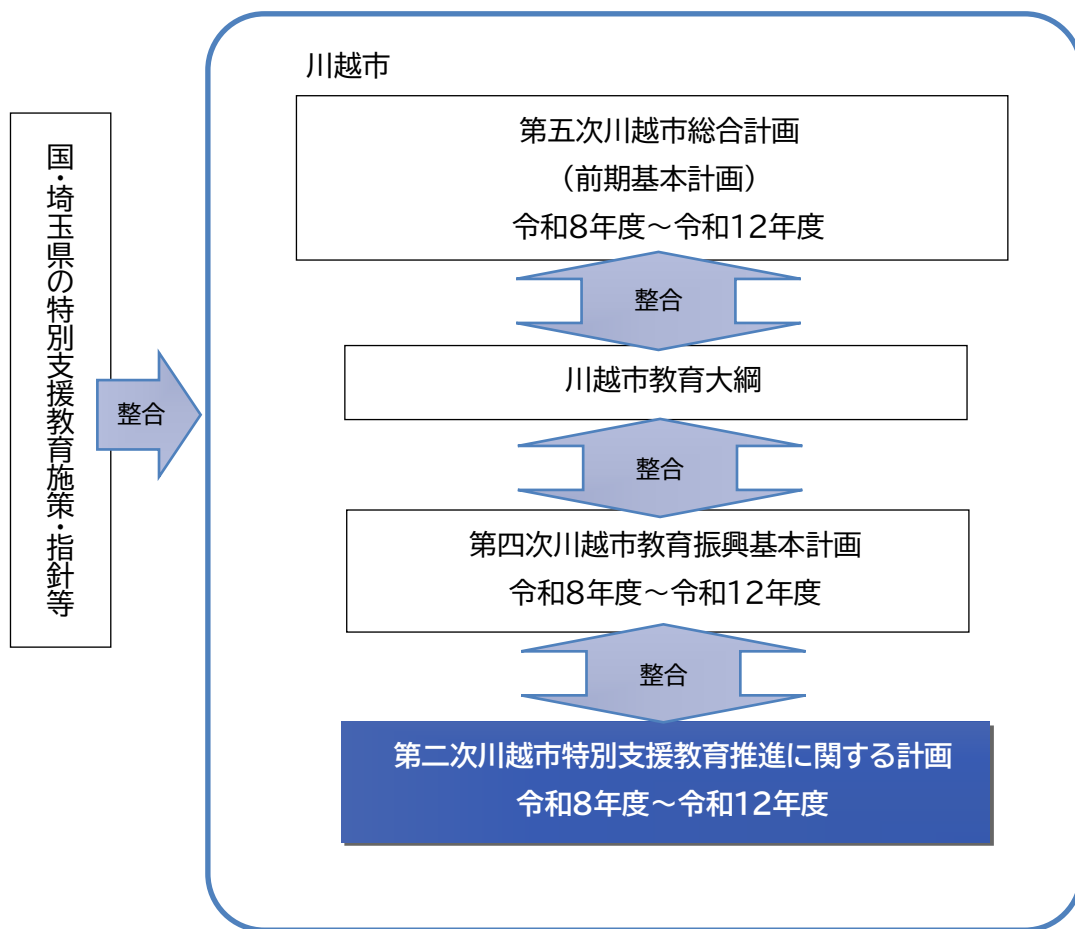
#### 川越市の特別支援教育の理念

児童生徒一人一人が、それぞれの学びの場で個性を伸ばすとともに、障害の有無にかかわらず共に学び、高め合いながら、自分らしく社会に参加する力を育む

#### 川越市の特別支援教育の基本方針

- 1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援
- 2 連続した学びの場の充実
- 3 教職員の特別支援教育に係る資質向上
- 4 関係機関との連携強化

## (2) 計画の位置付け



## 5 第二次川越市特別支援教育推進に関する計画体系図

基本方針	施策
1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援	(1)学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置
	(2)センター的機能の一層の活用
	(3)保護者への特別支援教育の啓発
	(4)安心・安全な医療的ケア児の受け入れ
	(5)ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導や支援
2 連続した学びの場の充実	(1)教育支援計画の作成・活用
	(2)通級指導教室の新設や巡回指導の拡充による自校通級の拡大
	(3)通級指導教室と在籍校の連携の強化
	(4)交流及び共同学習の推進
	(5)支援籍学習の推進
3 教職員の特別支援教育に係る資質向上	(1)川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)の実施
	(2)通常の学級担任のための特別支援教育に関する研修の充実
	(3)特別支援学級担任のための研修の充実
	(4)通級指導教室担当のための研修の充実
	(5)特別支援教育コーディネーターのための研修の充実
4 関係機関との連携強化	(1)療育機関等との連携
	(2)福祉関係機関等との連携
	(3)就学支援委員会との連携による就学相談の充実
	(4)支援につながる相談窓口の周知
	(5)外部人材の積極的な活用

## Ⅱ 各論

### 1 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援

#### (1) 学級運営支援員や特別支援教育支援員の計画的な配置

教育委員会では、就学相談や学校訪問等から児童生徒への支援の様子や集団での活動の様子等、各学校の実態を把握し、学級運営支援員や特別支援教育支援員を計画的に配置することで、学校をサポートしていきます。

#### (2) センターの機能の一層の活用

川越市立特別支援学校<sup>12</sup>と連携し、特別支援学校のセンター的機能<sup>13</sup>の活用事例をまとめ、全市立小・中学校に周知することで、各学校がセンター的機能を活用し、特別支援教育の視点を取り入れた支援ができるようにしていきます。

#### (3) 保護者への特別支援教育の啓発

教育委員会主催の保護者向けセミナー<sup>14</sup>（発達障害セミナーや就学相談セミナー）等で、特別支援教育に関する情報を発信したり、特別支援教育推進委員会<sup>15</sup>において、新たに啓発資料を作成し、保護者へ配布したりすることで、保護者の特別支援教育に対する理解をさらに深めるようにしていきます。

#### (4) 安心・安全な医療的ケア児の受け入れ

医療的ケアが必要な児童生徒については、就学相談や就学時健康診断等の情報をもとに児童生徒の状態を把握し、医療機関や学校、教育委員会で連携して看護師を配置したり、校内支援体制を確立したりすることで、安心して学校生活を送ることができるようにします。

<sup>12</sup>川越市立特別支援学校

知的障害の養護学校として、昭和39年、川越市宮下町に「川越市立養護学校」（当時の名称）小学部及び中学部が開校された。「ひとりだちする生徒」を教育目標として、現在は高等部のみを設置校となっている。

<sup>13</sup>特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、特別支援教育に関する教育上の高い専門性を生かしながら、地域における相談のセンターとしての役割を担い、小・中学校を支援していくこと。

<sup>14</sup>保護者向けセミナー

ここでは保護者を対象として川越市教育委員会が主催する、特別支援教育に関する知識や情報を得るための講習会を指す。

<sup>15</sup>特別支援教育推進委員会

川越市教育委員会が依頼した、現在市立小・中・特別支援学校に勤務している教職員を委員として、川越市の特別支援教育を推進していくために特別支援教育に係る取組事項や課題解決に向けた検討を行う委員会。

## (5) ユニバーサルデザイン<sup>17</sup>の視点を取り入れた指導や支援

全ての学校で、視覚・聴覚等に配慮した「環境整備」、指示の具体化や見通しを持たせる等の「授業の工夫」、一人一人の違いを認め、安心感を与える「居場所づくり」等を行い、障害の有無に関わらず全ての児童生徒にとって学びやすく、わかりやすい授業や生活しやすい学級づくりを行っていきます。

---

<sup>16</sup> ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計。

## 2 連続した学びの場の充実

### (1) 教育支援計画の作成・活用

個別の支援を必要としている全ての児童生徒への支援を充実させるため、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画（教育支援プラン A・B）を作成・活用することで、小・中・高で切れ目のない支援が行えるようにします。

### (2) 通級指導教室の新設や巡回指導の拡充による自校通級の拡大

新たに通級指導教室を設置したり、巡回指導の拡充を図ったりすることで、通級指導を必要としている市内の全ての児童生徒が通室しやすいように体制を整えていきます。

### (3) 通級指導教室と在籍校の連携の強化

通級指導教室担当と在籍校の担任との連携を密にし、指導や支援をより効果的に行うことができるよう、積極的な相互訪問や、在籍校での支援内容・通級指導教室での指導内容の共有を図ります。

### (4) 交流及び共同学習<sup>17</sup>の推進

特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒が共に尊重し合いながら協働する交流及び共同学習を行えるよう、特別な教育課程や年間指導計画に位置付けるとともに、学校全体で組織的に取り組める体制を整えていきます。

### (5) 支援籍学習<sup>18</sup>の推進

障害のない児童生徒が心の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を育むとともに、障害のある児童生徒が地域との関係を深め、在籍校以外の学校で学び、「社会で自立できる自信と力」を育むことができるよう推進していきます。

---

#### <sup>17</sup> 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する学習。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同の側面がある。

#### <sup>18</sup> 支援籍学習

障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍。例えば特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に支援籍を置くことで、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。

### 3 教職員の特別支援教育に係る資質向上

#### (1) 川越市教育委員会免許法認定講習(特別支援教育)の実施

文部科学大臣の認定を受け、6講座、各12時間の法的に定められた内容の講習を受けられる、川越市独自開催の免許法認定講習を継続し、教職員に特別支援教育に関する専門性を身に付けさせるとともに、特別支援学校教諭2種免許状の取得に必要な単位を修得できるようにしていきます。

#### (2) 通常の学級担任のための特別支援教育に関する研修の充実

通常の学級においても、特別な教育的支援を必要としている児童生徒の増加とともに、その教育的ニーズも多様化していることから、通常の学級担任も特別支援教育の視点をもって教育活動や児童生徒への支援が行えるように特別支援教育に関する研修を一層充実させていきます。

#### (3) 特別支援学級担任のための研修の充実

新たに特別支援学級を担当する教員や経験の浅い特別支援学級担任のための研修を充実させ、実践的な指導力を身に付けられるようにします。また、特別支援学級担任の経験がある教員向けの研修も新たに設定し、特別支援教育に係る最新情報や知識を学んだり教育実践を共有したりできるようにし、専門性の向上を図っていきます。

#### (4) 通級指導教室担当のための研修の充実

通級指導教室担当教員を対象に、専門的な知識や指導法を学んだり、教育実践を共有したりすることができる研修を実施し、実践的な指導力と高い専門性を兼ね備えた教職員を育成していきます。

#### (5) 特別支援教育コーディネーター<sup>19</sup>のための研修の充実

特別支援教育コーディネーターには、校内の特別支援教育を推進するために必要な知識や実践力を身に付けることができる研修を実施するとともに、教職員の主体性に応じて、より高度な知識や専門性、組織的な対応を学べる研修を実施し、校内のみならず、本市の特別支援教育の中核を担う教職員を育成していきます。

<sup>19</sup> 特別支援教育コーディネーター

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

## 4 関係機関との連携強化

### (1) 療育機関等との連携

5歳児健康診査や就学時健康診断、就学相談において、教育委員会では児童発達支援センターや母子保健課等の関係機関と連携し、就学前の実態や支援の状況を正確に把握するとともに、就学先の学校と情報共有し、入学後の適切な支援につなげていきます。

### (2) 福祉関係機関等との連携

放課後等デイサービスや社会福祉協議会等の福祉関係機関との連携を通して、関係機関と情報や考え方の共有を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図っていきます。

### (3) 就学支援員会との連携による就学相談の充実

教育委員会、学校、市就学支援員会で特別な教育的支援が必要な児童生徒の情報を共有するとともに、児童生徒及びその保護者に就学相談を通して、教育的ニーズに最も的確に答える指導ができる学びの場の情報を提供します。

### (4) 支援につながる相談窓口の周知

川越市立教育センター第一分室（リバーラ）や療育支援課、障害者総合相談支援センター等の相談窓口を学校や幼稚園・保育園等の関係機関へ周知することで、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の保護者や関係者が必要とする情報を得られるようにしていきます。

### (5) 外部人材の積極的な活用

特別支援教育に係る研修や、巡回指導も含めた学校訪問の際、医師や大学教授等の外部講師を積極的に活用し、より専門的な指導・助言が受けられるようにします。